

○所得税法施行規則第六十三条第五項に規定する保存の方法を定める件

平成十年三月三十一日
大蔵省告示第百三十五号

所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第六十三条第五項（同規則第二条第五項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同規則第六十三条第五項（同規則第六十七条及び第二百二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する保存の方法を次のように定め、平成十年七月一日から適用し、所得税法施行規則第六十三条第五項（第二百二条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づくこれらに規定する保存の方法を定める件（昭和六十三年十二月大蔵省告示第百八十六号）は、平成十年六月三十日限り廃止する。

1 所得税法施行規則（以下「規則」という。）第六十三条第五項（規則第六十七条及び第二百二条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）の表の第一号の下欄に規定する財務大臣の定める方法は、同号の上欄に掲げる書類を規則第六十三条第一項（規則第六十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。）又は第二百二条第四項の規定により保存すべき場所に、日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第二百八十五号）第二十条第一項に規定する日本産業規格をいう。以下同じ。）B七一八六に規定する基準を満たすマイクロフィルムリーダプリンタを設置し、かつ、当該書類が撮影された次に掲げる要件を満たすマイクロフィルムを、当該マイクロフィルムに撮影された当該書類を検索することができる措置（当該書類の種類及び当該書類に記載されている日付を検索の条件として、特定の書類を検索することができるものに限る。）を講じて保存する方法とする。

一 日本工業規格（不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十

年法律第三十三号）第二条の規定による改正前の工業標準化法（昭和二十四年法律第二百八十五号）第十七条第一項に規定する日本工業規格をいう。K七五五八（一九八六）2（安全性）に規定する安全性の基準を満たす材質であること。

二 日本産業規格B七一八七附属書一2（マイクロフォームの実用品位数）に規定する方法により求めた実用品位数の値が十一以上であること。

三 日本産業規格B七一八七8（処理、品質及び保存方法）の背景濃度の値が〇・七以上一・五以下であること。

四 日本産業規格Z六〇〇八4（解像力の試験）の規定により求めた解像力の値が一ミリメートルにつき百十本以上であること。

五 次に掲げる事項が記載された書面が撮影されていること。

イ その者の規則第六十三条第五項の表の第一号の上欄に掲げる書類が真正に撮影された旨を証する記載及びその氏名

ロ 撮影者氏名
ハ 撮影年月日

2 規則第六十三条第五項の表の第二号の下欄に規定する財務大臣の定める方法は、同号の上欄に掲げる帳簿及び書類を同条第一項又は規則第二百二条第四項の規定により保存すべき場所に、日本産業規格B七一八六に規定する基準を満たすマイクロフィルムリーダ又はマイクロフィルムリーダプリンタを設置し、かつ、当該帳簿及び書類が撮影された前項各号に掲げる要件を満たすマイクロフィルムを保存する方法とする。この場合においては、同項第五号イ中「第一号の上欄に掲げる書類」とあるのは、「第二号の上欄に掲げる帳簿及び書類」と読み替えるものとする。